



2025年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 池田泉州ホールディングス
代表者名 取締役社長兼CEO 鷓 川 淳
(コード番号 8714 東証プライム)
問合せ先 執行役員企画総務部長 永井 一生
(TEL 06-4802-0013)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月25日開催予定の当社第16期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は2025年3月26日付の「当社の指名委員会等設置会社への移行及び当社子会社の監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しております通り、本株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたします。これに伴い、指名委員会、監査委員会および報酬委員会や執行役に関する規定を新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

なお、定款変更案のうち、取締役については、社外取締役に加えて、業務執行取締役等でない取締役とも会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結できるよう変更を行うとともに、取締役および執行役については、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除できる旨の規定を新設いたします。なお、変更案第27条の変更ならびに変更案第26条および第33条の新設については、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 2025年6月25日
(2) 定款変更の効力発生日 2025年6月25日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3. 執行役 4. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第10条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第10条 (現行どおり)
(株式取扱規定) 第11条 当社の株主権行使の手続その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会 <u>で</u> 定める株式取扱規定による。	(株式取扱規定) 第11条 当社の株主権行使の手続その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会 <u>の決議または取締役会の決議による委任を受けた代表執行役の決定により</u> 定める株式取扱規定による。
(株主名簿管理人) 第12条 当社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会 <u>の決議</u> によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第12条 当社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会 <u>の決議または取締役会の決議による委任を受けた代表執行役の決定</u> によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
(基準日) 第13条 (条文省略) ② 前項のほか必要があるときは、取締役会 <u>の決議</u> によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする <u>ことができる</u> 。	(基準日) 第13条 (現行どおり) ② 前項のほか必要があるときは、取締役会 <u>の決議</u> によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする <u>ことができる</u> 。
第3章 株主総会 第14条 (条文省略)	第3章 株主総会 第14条 (現行どおり)

<p>(招集権者及び議長) 第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第 15 条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役または執行役が議長となる。</p>
<p>第 16 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 16 条～第 18 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 21 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 21 条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。代表取締役は、各自当社を代表する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役のうちから会長及び社長各 1 名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(報酬等) 第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(取締役会規定) 第 24 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規定) 第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 26 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、法令に別段の定めがある場合には、これに従うものとする。</p> <p>② 取締役社長がさしつかえあるときは、取締役会長が、取締役会長がさしつかえあるときは、取締役会定める順序により、他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 24 条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、法令に別段の定めがある場合には、これに従うものとする。</p> <p>② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

<p style="text-align: center;"><u>べたときはこの限りではない。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</p>
<p>(社外取締役の責任限定) 第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第 29 条 当社の監査役は 6 名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</p> <p>(削る)</p>
<p>(監査役の選任) 第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(各委員の選定方法) 第 28 条 当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</p>
<p>(監査役の任期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(常勤監査役) 第 32 条 監査役会はその決議によって、常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(監査役会規定) 第 34 条 監査役会に関する事項は、法令、本定款及び監査役会において定める監査役会規定による。</p>	<p>(各委員会規定) 第 29 条 各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令、本定款及び取締役会規定のほか、取締役会において定める各委員会規定による。</p>

<p>(監査役会の招集) <u>第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(社外監査役の実任限定) <u>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 6 章 執行役 (執行役の選任) <u>第 30 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(執行役の任期) <u>第 31 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の後最初に招集される取締役会の終結のときまでとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(代表執行役及び役付執行役) <u>第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</u> ② <u>取締役会は、その決議によって、執行役社長、執行役会長、執行役副社長、執行役専務、執行役常務を定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(執行役の実任免除) <u>第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、執行役（執行役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、当該執行役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人 <u>第 37 条～第 38 条 (条文省略)</u></p>	<p>第 7 章 会計監査人 <u>第 34 条～第 35 条 (現行どおり)</u></p>
<p>第 7 章 計 算 <u>第 39 条～第 42 条 (条文省略)</u></p>	<p>第 8 章 計 算 <u>第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則 (社外監査役の実任限定契約に関する経過措置) <u>第 16 期定時株主総会終結前に社外監査役と締結した会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36</u></p>

	条の定めるところによる。
--	--------------

定款変更の効力発生日 2025年6月25日(水)

以上